

学校法人沖永学園 ガバナンス・コードへの対応状況

昨今は学校法人が私立学校法等の法令を遵守するだけにとどまらず、経営方針や経営姿勢を自主的に点検し、経営の強化と、ステークホルダーに対して説明責任を果たすことが求められています。そのような中、本法人は、今後も建学の精神に基づき、社会の変化に対応した教育・研究機関として社会的役割を果たしていくため、法人運営の規範としてガバナンス・コードを策定しています。本法人のガバナンス・コードは日本私立短期大学協会が公表するガバナンス・コードに準じています。ガバナンス・コードの確認項目に基づいてガバナンスに関する取組み状況を点検し法人の健全な運営にあたっています。各確認項目に対する遵守状況及び取組の状況は下記の通りです。

ガバナンス・コード	取組み状況	実施していない場合の理由・対応方針
第1章 経営の安定性・継続性の確保		
1-1 経営と教学の連携・協力 (1) 学校法人は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として、設置する私立短期大学の教育目的を明示する。 (2) 学校法人は、経営と教学の円滑な連携を図り、教学の意見を経営に反映させる。そのため、学長又は教学を代表する者(以下、「学長等」という。)が法人及び理事と密接に関わっている。	(1) 実施している。 (2) 実施している。	
1-2 中長期的な計画の策定 (1) 学校法人は、安定した経営が求められることから、中長期的視点に立った計画的な経営を行うよう努める。このため、法令に基づき、原則として5年以上の中期的な計画を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備する。		(1) 中間管理チェック体制を整備中。中長期計画最終年度に評価を行う予定。
1-3 危機管理を含めたコンプライアンス (1) 学校法人は、法令遵守のための体制を整える。	(1) 実施している。	
1-4 地域貢献 (1) 私立短期大学は、社会的責任を果たすために、その使命に鑑み、内外のステークホルダーとの関係を密にし、地域貢献に努める。	(1) 実施している。	

ガバナンス・コード	実施状況	実施していない場合の理由・対応方針
第2章 自律的なガバナンス体制の確立		
<p>2-1 理事会機能の充実</p> <p>(1) 理事会は、学校法人の最高意思決定機関である。学校法人全体の運営に、すべての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行するために、適切な運営を行う。</p> <p>(2) 理事長は、学校法人を代表し、学校法人の業務を総理する。理事（理事長を除く）は、寄附行為で定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の職務を掌理する。</p> <p>(3) 理事の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。</p>	<p>(1) 実施している。</p> <p>(2) 実施している。</p> <p>(3) 実施している。</p>	
<p>2-2 監事機能の充実</p> <p>(1) 監事は、学校法人の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機能の実質化を図るために、監事の職務の周知を徹底するとともに、学校法人としても適切な監査体制を整える。</p> <p>(2) 監事の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。</p>	<p>(1) 実施している。</p> <p>(2) 実施している。</p>	
<p>2-3 評議員会機能の充実</p> <p>(1) 評議員会は、理事会の意思決定に関してチェックを行う役割とともに、多様な観点から理事会の運営に対して提言を行う諮問機関として重要な役割を担っている。この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行う。</p> <p>(2) 諮問機関としての評議員会は、学校経営の充実発展のため、その責務を果たすものである。</p> <p>(3) 評議員の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。</p>	<p>(1) 実施している。</p> <p>(2) 実施している。</p> <p>(3) 実施している。</p>	

ガバナンス・コード	実施状況	実施していない場合の理由・対応方針
第3章 教学ガバナンスの充実		
<p>3-1 私立短期大学の役割の明確化と自己点検・評価の充実</p> <p>(1) 私立短期大学は、学校法人の掲げる建学の精神に基づき独自の教育目的を掲げている。各校においては、ステークホルダーに対し育成する具体的な人材像を明確にするためにも、それぞれの教育分野に基づき、学習成果、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を定め、周知する。</p> <p>(2) 私立短期大学は、安定した学校運営を行うため、自己点検・評価を充実させることが求められる。また、法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定する。</p>	<p>(1) 実施している。</p> <p>(2) 実施している。</p>	
<p>3-2 学長のリーダーシップと教員組織の充実</p> <p>(1) 学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割としている。特に私立短期大学においては、教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき、教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、もって私立短期大学の向上・充実に寄与するものである。</p> <p>(2) 学長が的確な判断をするためには、教授会をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠である。私立短期大学の向上・充実のために、各校の状況に応じた学長の補佐体制と、教授会をはじめとする教員組織を整える。</p>	<p>(1) 実施している。</p> <p>(2) 実施している。</p>	
<p>3-3 教職員の資質向上</p> <p>(1) 私立短期大学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。そのため、私立短期大学は、教職員の資質向上に努める。</p>	<p>(1) 実施している。</p>	

ガバナンス・コード	実施状況	実施していない場合の理由・対応方針
第4章 情報の公開と公表		
<p>4-1 情報公開と発信</p> <p>(1) 学校法人は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿を作成する。また、寄附行為と併せて、当該年度終了後3か月以内にそれらを閲覧できるようにする。</p> <p>(2) 私立短期大学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報を公表する。</p>	<p>(1) 実施している。</p> <p>(2) 実施している。</p>	